

## 箕面有料道路通行券約款

(総 則)

第1条 大阪府道路公社(以下「公社」という。)の管理する箕面有料道路の通行料金割引社会実験による箕面有料道路通行券(以下「通行券」という。)の発売、払戻し及び使用については、この約款の定めるところによります。

(発 売)

第2条 公社は、通行料金割引社会実験に伴い大阪府道路公社有料道路料金徴収規程別表4に定めるとおり通行券を発売します。

(使用方法)

第3条 通行券は、1券片をもって券面表示の車種に属する車両1台の通行1回に限り、券面表示事項に従って使用することができます。

(有効期間)

第4条 通行券は、社会実験実施期間中使用することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、当該通行券の使用は、当該事由の発生した日の前日までとします。

(1) 通行券が廃止されたとき

(2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種に属する車両の通行が禁止されたとき

(無 効)

第5条 通行券の使用に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該通行券を無効とし、回収します。

(1) 通行券を改変して使用したとき

(2) その他不正通行の手段として使用したとき

(通行の禁止)

第6条 公社が業務上必要があると認めるときは、通行券による通行を禁止することができます。

(払戻し)

第7条 発売した通行券は、原則として払戻しをしません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は払戻しをします。

(1) 通行券が廃止されたとき

(2) 法令又はこれに基づく行政処分等により、券面表示の車種の通行が禁止されたとき

(3) 料金徴収期間満了により、通行券が不要になったとき

(4) その他公社が、通行券の払戻しの必要があると認めるとき

第7条の2 通行券の払戻期間は、前項各号の事由が発生した日の翌日から起算して、2か月とします。

2 通行券の払戻場所は、公社本社及び箕面有料道路管理事務所とします。

3 通行券の払戻しを受ける方は、公社所定の申出書等を公社に提出していただきます。

(周知方法)

第8条 第6条及び第7条各号の事由が発生したときは、箕面有料道路の料金徴収所において、必要事項を掲示します。ただし、公社が特に必要があると認めるときは、公社のホームページに必要事項を掲載します。

(払戻額)

第9条 通行券の払戻額は、次の式により算定した額とします。

$$\text{払戻額} = \frac{\text{通行券 1 冊当たりの発売価格} \times \text{残存枚数}}{\text{通行券 1 冊当たりの綴り枚数}}$$

2 前項の規定により算定した額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げるものとします。

3 第7条第4号により払戻しをする場合、1回につき 300 円を手数料として徴収します。ただし、公社理事長が特に必要と認めるときは、手数料は無料とします。

(再発行)

第10条 通行券は、再発行いたしません。

附 則

この約款は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

この約款は、令和 2 年 3 月 24 日から実施します。

附 則

この約款は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。